新型インフルエンザ等対策に関する業務計画

学校法人　産 業 医 科 大 学

産業医科大学病院

平成 28 年 11 月

令和６年６月改訂

令和８年４月改訂

１．総　則

（１）　目　的

この計画は、産業医科大学病院（以下「病院」という。）において、新型インフルエンザ等の発生に備え、下記の方針に基づき迅速な対応ができる体制を整備するとともに、発生・流行時に患者、地域住民の健康被害を最小限に抑え、感染拡大防止を図ることを目的とする。

方　針

・重症化しやすい基礎疾患のある患者への感染を防ぐ。

・行政の要請に応じ、地域や患者のために医療の提供を継続する。

・職員の感染予防策を十分に行い、職員の健康管理を徹底する。

（２）　職員の責務

病院職員は、自らの職務および職責に応じて、常に起こりうる危機を想定し、危機の発生時には、「新型インフルエンザ等対策に関する業務計画」に基づき、迅速・的確な対応に努めなければならない。また、情報の収集や訓練などを通じ、必要な技術や知識の習得に努めなければならない。

（３）　関連機関との連携等

対応等については、福岡県保健医療介護部及び北九州市保健福祉局と連携し、必要に応じて相談あるいは指導を受ける。

また、国や地方自治体の出すガイドライン等の情報収集を行い、関係者に遅滞なく周知する。

＜参考＞

福岡県保健医療介護部

がん感染症疾病対策課感染症対策係　ＴＥＬ．０９２－６４３－３５９７

感染症企画係　ＴＥＬ．０９２－６４３－３５９６

北九州市保健福祉局

保健衛生部　保健衛生課　　ＴＥＬ．０９３－５８２－２４３５

保健所　　医務薬務課　　ＴＥＬ．０９３－５２２－８７２６

保健予防課　　ＴＥＬ．０９３－５２２－８７６４

２．組織および委員会と役割

（１）新型インフルエンザ等対策に係る組織

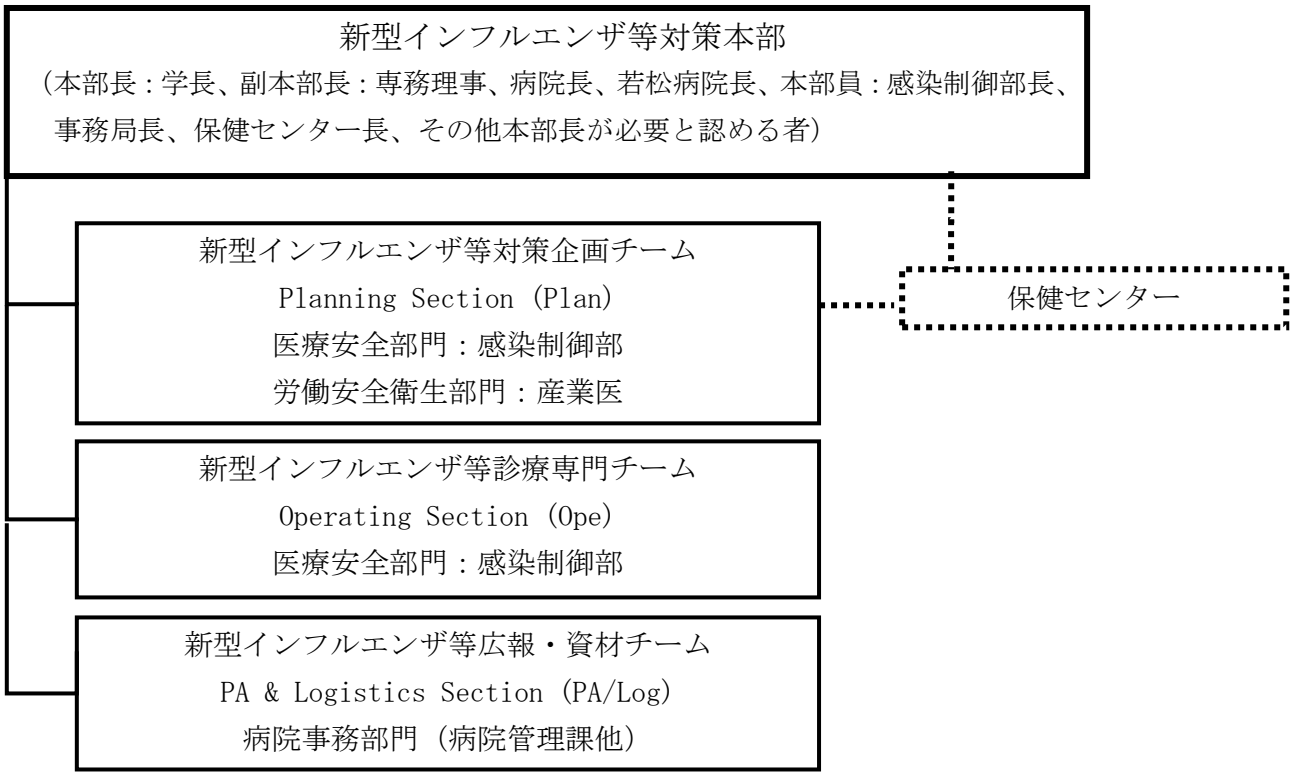

［関係委員会等］

病院感染防止委員会　　委員長　感染制御部長

医療の質・安全管理委員会　　委員長　医療の質・安全管理部長

病院長　各チームを総括し、病院における感染防止対策を図る。
病院における感染状況を把握し、対策本部長に報告する。

①新型インフルエンザ等対策企画チーム(Plan)

役割　・福岡県、北九州市ほか行政機関からの要請に応じて、対策本部、診療専門チーム、広報資材チームと連携の上、病院における新型インフルエンザ等の診療規模を検討し、応急対策案を作成する。

・新型インフルエンザ等による感染拡大防止の方策ならびに職員の感染予防対策についての企画、立案を行う。

・院内外における新型インフルエンザ等の感染状況（患者および病院職員）の把握を行い、適切な人員配分等の案を作成する。

②新型インフルエンザ等診療専門チーム(Ope)

役割　・マニュアルに基づき、新型インフルエンザ等の診療を行う。

・感染制御部の指示に従い感染拡大防止に努める。

③新型インフルエンザ等広報・資材チーム(PA/Log)

役割　・準備期では、関係部署と連携し、病院の事業継続計画を策定する。また従業員に対する広報活動を行う。

・対応期にあっても病院機能を維持できるよう資材を準備する。

・その他、新型インフルエンザ等対策に必要な機材、予算などの確保を行う。

④保健センター

役割　・職員および学生の新型インフルエンザ等感染の把握、フォローを行う。

・重症化しやすい疾患等の職員および学生についての配慮を行う。

・その他、職員および学生に対する健康管理サービスを提供する。

３．対　策

新型インフルエンザ等対策については､WHO フェーズ分類ではなく､行政の行動計画に従う。なお、各発生段階については、国および福岡県の判断に従う。

（１）事前対策

① 方針決定

対策本部が方針を決定し、対策企画チームおよび診療専門チームを設置する。

② 防護具備蓄物品(PA/Log)

・N95 マスク　・ゴーグル　・サージカルマスク　・ガウン　・手袋　・ディスポ手袋

③ ライフライン等の把握(PA/Log)

④ 情報収集および周知、北九州市ほか行政機関との連携(Plan)

⑤ 感染拡大時の職員の行動指針を策定し、職員へ教育・周知(Plan)

⑥ 感染拡大時の実働人員の把握と部門内責任者の選定(Plan)

⑦ 病院内各部署の緊急連絡網の整備(PA/Log)

⑧ 病院機能維持のための全学職員のバックアップ体制の構築(PA/Log)

（２）　応急対策

① 発生段階の区分は次のとおりとする。

（１）準備期：新型インフルエンザ等の発生を覚知する以前まで

（２）初動期：新型インフルエンザ等の発生を覚知後、政府対策本部が設置されて基本的対処方針が定められ、実行されるまで

（３）対応期：基本的対処方針の策定後、政府対策本部が廃止まで

② 上記の各段階に沿って、応急対策をとる。

対策１　救急外来陰圧診察室での対応

対策２　院内の指定区域内での対応

対策３　病院全域での対応

③ その他

・ 霊安室の安置スペース

不十分になった場合を想定し、遺族感情に配慮しつつ、感染防止のための準備をする。（非透過性の納体袋の確保など）

（３）事後対策

① 復旧

・ 病院業務、ライフラインを順次復帰させる。
・ 職員の心のケアを実施する。
・ 職員及び家族の罹患履歴を整備する。
・ 政府対策本部の廃止をもって対策本部を解散する。

② 担当部署

分析・評価、再発防止対策（業務計画の見直し）　：　感染制御部
職員の就業・給与関係　：　病院管理課
医療過誤防止策　：　医療の質・安全管理部

４．医療サービスを継続するためのバックアップ体制

病院組織に所属する職員等が罹患した場合、業務に支障がないように、事前に、バックアップ体制を整備しておく。尚、本人が感染、もしくは育児・介護により欠勤をよぎなくされる職員は一時的に２割～4 割程度になることが予想されている。

（１）組　織

各診療部門　診療支援部門　医療の質・安全管理部　感染制御部　看護部
病院事務部　産業医臨床研修等指導教員　他学内他部署

（２）体制整備基準（例）

① 罹患した職員の交代要員を複数（２名）、確保しておく。

罹患した職員 → Ａ職員 → Ｂ職員

② 病院組織に所属する職員が複数罹患し、病院内のバックアップ体制では稼動できないと予想される場合、病院機能維持のための全学職員のバックアップ体制について、病院長が、対策本部に提案する。

（3）ライフラインの確保

病院の稼動に関わる全ての委託業者の業務に支障がないように、広報・資材チームは事前にバックアップ体制の整備を確認する。

5．職員の行動基準

・常に感染予防に気をつけ、また自らが感染拡大を招く行動を控える。

・重症化しやすい疾患や状態の職員は、上司を通じて、感染制御部に連絡をする。

レベル１：　通常業務の範囲内

- 勤務中の手洗い、うがい、咳エチケット、マスク着用（必要時）を励行する。
- 所属長が「体調不良者リスト」を作成し、感染制御部へ提出し感染制御部から保健センターに提出する。
- 本人あるいは同居家族が発症した場合は、医療機関で診察を受け、その旨を所属長へ報告する。確定診断が出た場合は、一定期間自宅療養とする。

レベル２：　通常業務の範囲を超える発生（レベル１に加え）

- 勤務中の手洗い、うがい、咳エチケット、マスク着用を徹底、指示する。
  ＊　対策に携わる職員へのマスクの支給（保健センター）
- 不要不急の外出を控える。
- 院内における研修、会議及びセミナーの開催を縮小する。
- 取引業者との対面をできる限り回避する。

レベル３：　膨大な規模の発生

- 勤務中の手洗い、うがい、咳エチケット、マスク着用を徹底、指示する。
  ＊　対策に携わる職員へのマスクの支給（保健センター）
- 不要不急の外出を原則禁止する。
- 院内における研修、会議およびセミナーの開催を原則禁止する。
- 取引業者との対面は、ライフラインを確保する範囲に限定する。

6．その他

（1）職員への教育・訓練等

① 病院長は、平時から院内感染対策について徹底するとともに、診療継続計画に基づき、新型インフルエンザ等の発生時に適切な医療を提供できるよう、患者の安全確保及び職員の危機意識の向上に必要な教育及び訓練の実施に努める。

② 病院長は、地方公共団体等が主催する研修会等に職員を参加させるなど、地域における新型インフルエンザ等対策の必要な知識・技術の習得に努める。

③　病院長は、研修会参加者等を効果的に活用し、職員に対して新型インフルエンザ等対策に必要な知識等の周知徹底を図るとともに、実践的な訓練を実施するなどの方法により職員が適切に行動できるよう努める。

④　病院長は、前３項に規定する教育等の実施結果を踏まえ、必要に応じて診療継続計画の見直しを行う。

（２）計画の修正

本計画は、定期的に見直しを加え、必要に応じて修正する。